

長野県エコファーマーマーク使用規程

平成 24 年 1 月 13 日 23 農技第 503 号農政部長通知

(目的)

第 1 条 この規程は、別記 1 の商標登録第 4 7 8 2 9 6 8 号「エコファーマーマーク」(以下「マーク」という。)を使用するにあたり、その適正な使用のために必要な事項を定めるとともに、マークの権利者である県が適正な管理に努めることを目的とする。

(マークの使用)

第 2 条 マークは、県が策定した「長野県における農業環境負荷低減事業活動実施計画認定要領」に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「環境負荷低減事業活動の実施に関する計画」または「特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画」(以下「実施計画」という。)を作成し、知事から当該実施計画が適当である旨の認定を受けた農業者(以下「エコファーマー」という。)が使用できるものとする。

- 2 この場合の使用とは、マークをシール、包装容器・包装箱、ポスター、チラシ、ワッペン、名刺等へ表示することをいう。
- 3 団体の使用については、次の全ての要件を満たす場合に認めるものとする。
 - (1) 代表者の定めがあること
 - (2) 組織及び運営についての規約等の定めがあること
 - (3) 3 名以上から構成され、構成員全員がエコファーマーであること
- 4 第 2 項のうち、シール、包装容器・包装箱、ポスター、チラシについては、実施計画に基づき生産された農産物にのみ使用することができる。
- 5 マークの農産物加工食品への使用は認めない。ただし、精米、荒茶等は、通常乾燥調製された形態で流通しているため、使用することができるものとする。

(マークの使用方法)

第 3 条 マークのデザイン、縦・横の比率及び色は別記 2 のとおりとし、マークのデザイン、縦・横の比率については改変することはできない。包装容器等のデザイン上やむを得ない場合にはマークの色についてのみ、単色に変更することができる。

- 2 前条第 4 項の規定によりマークを使用する場合は、マークの近傍に以下を表記しなければならない。
 - (1) 本県名又は「長野県知事認定」の文字
 - (2) エコファーマーの認定番号

- (3) 「環境にやさしい農業をはじめました」「環境にやさしい農業を行なっています」「エコファーマー eco farmer」のいずれかの文字
 - (4) 別に定める「エコファーマーとエコファーマーマークに関する説明文」（以下「マーク説明文」という。）を掲載した県指定のホームページのQRコード又はURL。ただし、デザイン上やむを得ない場合に限り省略することができる。
- 3 前項第2号の認定番号については、前条第3項に規定される団体が使用する場合に限り、これに代えて、当該団体名を表記することができるものとする。ただし、消費者が当該団体の情報を得られるよう、県指定のホームページのQRコード若しくはURL又は当該団体が運営するホームページのURL若しくは問合せ先の電話番号の記載に努めること。
- 4 第2項第4号のQRコード又はURLについては、これに代えて以下を表記することができる。
- (1) マーク説明文
 - (2) 当該エコファーマー又は団体が運営するホームページのURL（当該ホームページにはマーク説明文を掲載すること）
 - (3) 当該エコファーマー又は団体の問合せ先の電話番号
- 5 その他マークの使用方法は、別記2に定める。

（使用の届出）

- 第4条 マークの使用を希望するエコファーマー（以下「届出者」という。）は、地域振興局長にマーク使用に係る届出書（様式第1号）（以下、「届出書」という。）を提出するものとする。
- 2 前項の届出は、第2条第3項に規定する団体の場合は、マーク使用に係る届出書（団体）（様式第1-2号）により当該団体名で届け出ることができるものとする。
- 3 地域振興局長は、届出書を受理したときは、マーク使用届出者一覧表（様式第4号）を作成し農政部長へ報告する。
- 4 前項の規定により届け出した者の情報（エコファーマーの氏名及び団体名、認定番号、作物名、目標作付面積）を県ホームページ等において公表するものとする。

（マークの使用期間）

- 第5条 マークの使用期間は、実施計画の認定を受けている期間内とする。

（マークの使用料）

- 第6条 マークの使用料は、無料とする。

（使用状況の報告）

第7条 マーク使用者は、認定期間終了後速やかに、マーク使用状況報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（県の指導）

第8条 地域振興局長は、マークが適切に使用されるようマーク使用者に対して指導を行うものとする。

2 地域振興局長は、前項の指導のため、マーク使用者に対して必要な報告を求め、現地確認調査を行うことができる。

（使用の禁止）

第9条 地域振興局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マーク使用禁止通知書（様式第3号）によりマークの使用を禁止し、使用製品の回収等の措置を請求することができる。

- （1）本規程に定める事項に違反し、不適切なマークの使用が認められる場合
- （2）マークが不正に使用された場合
- （3）前条第2項の規定による現地確認調査に応じなかった場合又は事実上偽りが認められた場合
- （4）マークの信頼性を損ねるなどその他マークの使用禁止が適当と認めた場合

（損失補償等の責任）

第10条 県は、マークの使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

附則

本規程は、平成24年1月13日から施行する。

本規程は、平成26年4月1日から施行する。

本規程は、平成26年5月20日から施行する。

本規程は、平成29年4月1日から施行する。

本規定は、令和3年7月26日から施行する。

本規定は、令和5年3月28日から施行する。

この規定は、「長野県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領」に基づく堆肥等を使った土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う計画を知事に提出し認定を受けた農業者に対し、準用する。

別記1（商標登録の概要）

【登録番号】 第4782968号

【登録日】 平成16年7月2日

【登録に係る商標】



【権利者】

茨城県、神奈川県、富山県、福井県、長野県、静岡県、京都府、鳥取県、島根県、香川県、沖縄県

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】



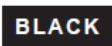
- 2 9 乳製品，食肉，卵，冷凍野菜，冷凍果実，加工野菜及び加工果実，油揚げ，凍り豆腐，こんにゃく，豆乳，豆腐，納豆，なめ物，豆
- 3 0 茶，みそ，穀物の加工品，米，脱穀済のえん麦，脱穀済の大麦，食用粉類
- 3 1 野菜，糖料作物，果実，あわ，きび，ごま，そば，とうもろこし，ひえ，麦，粳米，もろこし，種子類，木，草，芝，ドライフラワー，苗，苗木，花，牧草，盆栽
- 3 5 農業経営・その他の経営の診断又はこれらの経営に関する助言・指導，農業経営・その他の経営に関する情報の提供，農業関連商品の販売に関する情報の提供，農業経営の実態調査
- 4 1 農業の教授，農村文化の知識の教授，土壌改良技術の教授，農業体験行事（田植・稲刈り・野菜の植付け・収穫等）の企画・運営又は開催，農業・農作物の製造に関する資料の展示
- 4 2 土壌・土質その他の地質の調査，農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究，農業・畜産又は水産の試験・検査又は研究に関する情報の提供
- 4 4 有害動物の防除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。），害虫の駆除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。），病虫害対策の指導・助言（農業・園芸又は林業に関するものに限る。）


別記2（使用規程第3条関係）

エコファーマーマークの使用方法について

1 マークのデザイン、縦・横の比率及び色について

(1) カラーの場合

	プロセスカラー(4C)	特色
	C100 M30	DIC 181
	C90 Y100	DIC 2558
	K100	DIC 2368



(2) 単色の場合は、包装容器等の色調を考慮し、マークを判別しやすい色とする。



2 マークの使用に係るその他規定について

- (1) マークは、視認性を損なう大きさ、色又は柄の上及び煩雑な文章又は要素の近傍で使用することはできない。
- (2) マークの「近傍」とは、マークの周囲にあって、容易に見つけることができる場所であり、マークの真横である必要はない。
- (3) 「本県名」、「認定番号」等のフォントについては、HG丸ゴシックM-PROとする。
- (4) 「エコファーマーとエコファーマーマークに関する説明文」（以下「マーク説明文」という。）は、以下の「 」内のおりとする。

「エコファーマーとは、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用量を低減させる取組を一体的に行う計画を立て、その計画が県知事に認められた農業者のことです。計画にそってつくった農産物にエコファーマーマークを表示しています。」

- (5) 県指定のホームページのQRコード及びURLは、以下のとおりとする。

ア QRコード



イ URL

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/ecofarmer/ecofarmer.html>

3 マークの使用方法

(1) 個人で使用する場合

<マーク＋県名又は長野県知事認定＋認定番号>

以下①～⑥から1つ選択する。



+

<エコファーマーとエコファーマーマークに関する説明①～⑤>

以下①～⑤から1つ以上選択し、表記する。

①マーク説明文を掲載した、県指定のホームページのQRコード



②マーク説明文を掲載した、県指定のホームページのURL

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/ecofarmer/ecofarmer.html>

③マーク説明文

エコファーマーとは、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用量を低減させる取組を一体的に行う計画を立て、その計画が県知事に認められた農業者のことです。計画にそってつくった農産物にエコファーマーマークを表示しています。

④マーク説明文を掲載した、当該エコファーマーが運営するホームページのURL

URL：www.abcd.html

⑤当該エコファーマーの問合せ先の電話番号

TEL：012-345-678□

(2) 団体で使用する場合

<マーク+県名又は長野県知事認定+当該団体名>

以下①～⑥から1つ選択する。

<p>①</p>  <p>エコファーマー 長野県 (団体名) ※1</p>	<p>②</p>  <p>エコファーマー 長野県 (団体名) ※1</p>	<p>③</p>  <p>エコファーマー 長野県 (団体名) ※1</p>
<p>④</p>  <p>エコファーマー 長野県知事認定 (団体名) ※1</p>	<p>⑤</p>  <p>エコファーマー 長野県知事認定 (団体名) ※1</p>	<p>⑥</p>  <p>エコファーマー 長野県知事認定 (団体名) ※1</p>

+

※1：第2条第3項に規定される団体が使用する場合に限り、認定番号に代えて、当該団体名を表記することができる。

<エコファーマーとエコファーマーマークに関する説明①～⑤>

以下①～⑤から1つ以上選択し、表記する。

①マーク説明文を掲載した、県指定のホームページのQRコード



②マーク説明文を掲載した、県指定のホームページのURL

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/ecofarmer/ecofarmer.html>

③マーク説明文※2

エコファーマーとは、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用量を低減させる取組を一体的に行う計画を立て、その計画が県知事に認められた農業者のことです。計画によってつくった農産物にエコファーマーマークを表示しています。

④マーク説明文を掲載した、当該団体が運営するホームページのURL

URL：www.abcd.html

⑤当該団体の問合せ先の電話番号

TEL：012-345-678□

※2：③を選択した場合は、消費者が当該団体の情報を得られるよう、①、②、④、⑤から1つ以上を選択し、併記しなければならない。

(参考) マークの使用禁止例

			
<p>縦横比を変更しない</p>	<p>規定以外の色を使用しない (デザインの関係等でやむを得ない場合は変更可※3)</p>	<p>書体を変更しない</p>	<p>イラストなどで表示しない</p>
			
<p>視認性を損なう画像や塗りの上で使用しない</p>	<p>識別できないほど小さく使用しない</p>	<p>周辺に煩雑な文章等を表示しない (説明及び必要認定番号等を除く)</p>	<p>周辺に煩雑な要素を表示しない (説明及び必要認定番号等を除く)</p>

※3 容器包装等デザインの関係でやむを得ない場合は、色についてのみ単色に変更して使用することができます。